

2022年12月15日

## プラスチックの基準項目を含む商品類型の認定基準書の 部分的な改定について

公益財団法人 日本環境協会  
エコマーク事務局

### 1. 改定の経緯、概要

エコマークの73ある商品類型のうち、その製品に使用されるプラスチック材料（製品に使用される包装材料としての使用を含む）を評価対象にしている認定基準は多岐に及んでいる。プラスチックの基準項目の中に、プラスチックの添加剤等の有害化学物質の不使用があり、プラスチックの添加剤については、食品用器具・容器包装の業界自主管理制度（ポリオレフィン等衛生協議会等によるポジティブリストを用いた自主基準）を準用して、エコマークでも要求事項を設定していたが、2018年6月13日に公布された食品衛生法等の一部を改正する法律により、「食品用器具・容器包装について、安全性を評価した物質のみを使用可能とするポジティブリスト制度」が導入されたため、業界自主管理制度が廃止された。（ただし、ポリオレフィン等衛生協議会等のポジティブリスト確認証明書は、経過措置期間の5年間は有効である。）

そのため、エコマークの各商品類型のプラスチックの当該基準項目を現行制度に合わせた内容に改定する。また、プラスチックの「有害物質の制限とコントロール」に関する基準項目のうち、ハロゲンの使用および抗菌剤の使用に関する項目について、商品類型間で内容は変わらないものの記載内容に差異があるため、統一を図る改定を行う。

### 2. 改定箇所

以下のとおり、該当する基準を変更する。（追加：下線部、削除：見え消し）

#### 2-1. プラスチック添加物に関する基準項目内容の変更

No.128「日用品」分類 A.食器の場合

#### 4. 認定の基準と証明方法

##### 4-1.環境に関する基準と証明方法

##### 4-1-2.材料に関する基準と証明方法

(20) プラスチックは、(中略)。

プラスチック添加物としては、~~ポリオレフィン等衛生協議会などの各業界毎に自主基準で定められている食品用器具・容器包装の~~ポジティブリスト制度などに従うこと。

~~プラスチック色材として、重金属類の含有量および溶出量については、ポリオレフィン等衛生協議会の「色材の規格基準」に適合すること。ただし、色材または食品用器具・容器包装用途以外でポジティブリストに挙げられていないプラスチック添~~

加物を使用する場合には、その色材または添加剤が ISO 8124 - 3、または法令もしくは業界自主基準などに定める要件を満たすことでもよい。

**【証明方法】**

原材料供給者による証明、(中略)。ただし、~~すべての原材料について、該当する化学物質を処方構成成分として含まない場合、その化学物質については、原材料供給者および申込者による、含まないことの証明ができる書類でも可とする。~~また、プラスチック材料に使用する色材、および可塑剤、安定剤、滑剤などのプラスチック添加剤が、食品用器具・容器包装のポジティブリスト制度などに従っていることの証明書を提出すること。色材およびポジティブリストに挙げられていないプラスチック添加物については、ISO 8124-3 または法令もしくは業界自主基準などに定める要件を満たすことの試験結果などを提出すること。

本改定の対象となる商品類型

No. 101「かばん・スーツケース」分類 D. 合成皮革製／人工皮革製かばん、分類 E. その他のかばん、分類 F. スーツケース、アタッシュケース、No. 121「リターナブル容器・包装資材」分類 B.プラスチック製容器・包装資材、H.その他容器・包装資材、123「建築製品」分類 C-7. タイルカーペット、125「生ごみ処理機」分類 A.生ごみ処理容器、128「日用品」、131「土木製品」分類 A.木材、E. 造園・緑化材、F.舗装・道路用材、G.仮設材、H.上・下水道材、I. 橋梁・河川・港湾用材、143「靴・履物」

2-2. ハロゲンに関する基準項目の表記内容の統一

①No.101「かばん・スーツケース」分類 A. 革製かばんの場合

4. 認定の基準と証明方法

4-1.環境に関する基準と証明方法

(9)製品に使用されるプラスチック材料(本項では、~~繊維としての樹脂を含む~~)は、ポリマー骨格にハロゲン元素を含むプラスチック(本項では、繊維としての樹脂を含む)を処方構成成分として添加使用していないこと。

**【証明方法】**

~~製品に使用されるプラスチック材料~~について、ポリマー骨格へのハロゲン元素を含むプラスチックの添加の使用有無を付属証明書に記載すること。

②No.112「文具・事務用品」(包装材)の場合

4. 認定の基準と証明方法

4-1.環境に関する基準と証明方法

4-1-3 有害物質の制限とコントロール

(12)製品の包装は、(中略)。また、製品および製品の包装に使用されるプラスチック材は、ハロゲンを含むポリマーおよび有機ハロゲン化合物骨格にハロゲンを含むプラスチックを処方構成成分として使用添加していないこと。(後略)

**【証明方法】**

製品の包装材料とその原材料を具体的に記載すること(図・写真などを用いて補足してもよい)。また、製品および製品の包装はに使用されるプラスチック材に、ハロゲンを含むポリマー骨格にハロゲンを含むプラスチックの使用有無をおよび有機ハロゲン化合物を処方構成成分として添加していないことを付属証明書に記載すること。

本改定の対象となる商品類型

No. 101「かばん・スーツケース」、103「衣服」、104「家庭用繊維製品」、105「工業用繊維製品」、109「タイル・ブロック」、111「木材などを使用したボード」(包装材料が対象)、112「文具・事務用品」、115「間伐材、再・未利用木材などを使用した製品」(包装材料が対象)、118「プラスチック製品」、121「リターナブル容器・包装資材」、123「建築製品」、125「生ごみ処理機」、126「塗料」(包装材料が対象)、127「消火器」、128「日用品」、130「家具」、134「時計」、136「リユース製品」(包装材料が対象)、143「靴・履物」、144「革製衣料品・手袋・ベルト」、153「乳幼児用品」、156「便器などの衛生器具」(包装材料が対象)、157「給水栓」(包装材料が対象)、158「節水器具」(包装材料が対象)

2-3. 抗菌剤に関する基準項目の表記内容の統一

No.112「文具・事務用品」の場合

4. 認定の基準と証明方法

4-1.環境に関する基準と証明方法

4-1-3 有害物質の制限とコントロール

(13)製品は、抗菌剤を可能な限り使用しないこと。なお、抗菌剤を使用する場合には、一般社団法人抗菌製品技術協議会の SIAA マーク等の認証を受けていること。

**【証明方法】**

抗菌剤の使用有無を付属証明書に記載すること。また、抗菌剤を使用する場合には、製品として一般社団法人抗菌製品技術協議会の SIAA マーク等の認証を受けていることを示す書類を提出すること。

本改定の対象となる商品類型

No. 112「文具・事務用品」、118「プラスチック製品」、119「パーソナルコンピュー

夕」、128「日用品」、135「太陽電池を使用した製品」、143「靴・履物」

3. 改定日：①2022年12月15日（No.103～105、111、112、115、118、126、127、130、134、135、136、144、153、156～158）  
②2023年2月1日（No.101、109、119、121、123、125、128、131、143）

以上